

## 障害者基本計画に基づく

# 「重点施策実施5か年計画」の進ちょく状況（抜粋） ～平成22年度～

※ 障害者基本法

第27条（消費者としての障害者の保護）

第28条（選挙等における配慮）

第29条（司法手続きにおける配慮等）

関連

重点的に実施する施策及びその達成目標		関係省庁	進 ちよく 状 況
1. 啓発・広報			
③ 公共サービス従事者等に対する障害者理解の促進			
○ 行政機関、企業等の職員に対する障害者理解の一層の促進	12 行政機関、企業等の職員に対し、障害者への配慮マニュアルの活用、各種研修の実施等により、障害の特性や必要な配慮等に関し周知を図り、その一層の理解と協力を促進する。	全省庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 警察学校や警察署等の職場において、新たに採用された警察職員に対する採用時教育の段階から、障害者施設への訪問実習、手話講習、有識者による講話等、障害者の特性や障害に配慮したコミュニケーション等への理解を深めるための研修を実施。【警察庁】</li> <li>○ 平成20年3月、「人権に配慮した警察活動のための手引」を作成し、各都道府県警察等に配布して、警察職員の障害者に関する理解を促進。【警察庁】</li> <li>○ 障害者に対する理解の促進を図るため、国税局及び税務署に勤務する職員を対象に、障害者等への接し方を取り入れた接遇研修、「公共サービス窓口における配慮マニュアル」の周知、外部講師によるバリアフリー研修等を実施している。【財務省】</li> </ul>
2. 生活支援			
① 利用者本位の生活支援体制の整備			
○ 矯正施設に入所している障害者等の地域生活支援の推進	19 厚生労働行政と法務行政が連携を図り、矯正施設に入所している障害者等について、相談支援事業を活用することなどにより、社会復帰に向けた地域生活支援を推進する。	法務省 厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 法務省と厚生労働省において、障害等により自立が困難な刑務所出所者等が出所後直ちに福祉サービスを受けられるようにするため、矯正施設内の社会福祉士等を活用した相談支援体制を整備し、福祉ニーズの掘り起こしを行うとともに、保護観察所と「地域生活定着支援センター」（厚生労働省が各都道府県に整備予定）が連携して、矯正施設入所中から福祉サービスにつなげるための支援等を実施（平成21年度から実施）。</li> <li>○ 帰住先が確定しないなどの理由により出所後、直ちに福祉による支援が困難な者について、全国57の更生保護施設を受入施設として指定し、福祉の専門的資格や実務経験を有するスタッフが中心となり、福祉への移行準備及び社会生活に適応するための実効性ある指導・訓練を実施（平成21年度から実施）。</li> <li>○ 共同生活介護事業所等において、矯正施設から障害者を受け入れる際の必要な調整等の支援に対して、障害者自立支援対策臨時特例交付金による助成事業を創設した（平成21年度から実施）。</li> <li>○ 共同生活介護事業所等において、矯正施設退所者等について地域生活への移行のための個別支援を行うため、障害福祉サービスの報酬改定により加算を創設した（平成21年度から実施）。</li> </ul>
3. 生活環境			
⑤ 防災、防犯対策の推進			
○ 障害者の消費トラブル等の防止	72 消費者基本計画（平成17～21年度）を踏まえ、障害者の消費トラブルの防止に向けて、国民生活センターから、消費生活相談の現場で把握された警戒を要すると思われる悪質商法や製品事故に関する情報を始め防犯・防災情報を含む見守りに必要な情報を、障害者やその家族、日ごろから障害者に接している周りの方々へ迅速に届ける総合的ネットワークを作ることにより、地域の見守り力を高める動きを支援する。	消費者庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成21年度は、障害者やその家族向けに防犯・防災情報を含め、消費者被害の未然防止に関する注意情報をメールマガジンで25本配信した。また、メールマガジン等の情報を活用したリーフレットを作成し、民生委員や介護関係者に配信し情報提供を行った。</li> </ul>

重点的に実施する施策及びその達成目標		関係省庁	進 ちよく 状 況																																
5 雇用・就業																																			
① 障害者の雇用の場の拡大																																			
○ 各府省・各地方公共団体における「チャレンジ雇用」の推進等	<p>93 各府省・各地方公共団体において、職場実習を活用するなどして、知的障害者等が、一般雇用に向けて経験を積むための「チャレンジ雇用」を推進する。</p> <p>○チャレンジ雇用の推進 全府省で実施〔20年度〕</p>	<p>総務省</p> <p>厚生労働省</p> <p>全省庁</p>	<p>○ 各府省において実施するチャレンジ雇用を支援するため、各府省のチャレンジ雇用の実施状況等の調査研究を実施した。(平成20年度)</p> <p>○ 「障害者施策推進課長会議」において「公務部門における障害者雇用マニュアル」を作成、配布した。(平成20年度)</p> <p>○ 本府省等において「公務部門における精神障害者の職場体験実習」を実施している。(平成20年度～)</p> <p>○ 「公務部門における障害者雇用推進に関する地方別説明会」を地方8ブロックにおいて開催した。(平成21年度)</p> <p>○ 地方8ブロックにおいて「地方機関における知的障害者の職場体験実習」を実施するとともに、当該実習の成果等を踏まえて「公務部門における障害者雇用推進に関する地方別実務研究会」を各ブロックにおいて開催した。(平成22年度)</p> <p>なお、総務省においては「チャレンジ雇用」として、20年10月より1名採用。(平成20年度)</p> <p>○ 厚生労働省における実施状況：199人(平成23年3月1日現在)</p> <p>○ 平成21年度より「チャレンジ雇用」として7名を雇用している。また、「公務部門における障害者雇用マニュアル」を関係部局に配布し、「チャレンジ雇用」に関する理解の促進を図っている。【内閣府】</p> <p>○ 平成20年度より知的障害者1名を雇用しており、平成22年度についても、引き続き知的障害者を1名雇用継続している。【警察庁】</p> <p>○ 平成20年5月より1名採用【金融庁】</p>																																
○ 公的機関における障害者雇用の一層の促進	<p>94 国及び地方公共団体の障害者雇用を一層促進し、実雇用率の更なる上昇を図る。特に障害者雇用率の達成率が低い都道府県教育委員会での障害者雇用の取組の促進を図る。</p> <p>○公的機関の障害者雇用率</p> <p>すべての公的機関で障害者雇用率達成〔24年度〕</p>	<p>厚生労働省 全省庁</p> <p>厚生労働省</p>	<p>○ 平成22年6月1日現在、国の機関(法定雇用率2.1%)は39機関中38機関、都道府県の機関(法定雇用率2.1%)は156機関中148機関が達成、市町村の機関(法定雇用率2.1%)は2,372機関中2,448機関が達成、法定雇用率2.0%が適用される都道府県等の教育委員会は130機関中79機関が達成。</p> <p>公的機関における障害者雇用率(上段)、達成機関の割合(下段( )内) ※〔 〕内は法定雇用率 (平成20年6月1日)(平成21年6月1日) (平成22年6月1日)</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>国の機関〔2.1%〕</td> <td>2.18%</td> <td>2.17%</td> <td>2.29%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(100.0%)</td> <td>(97.4%)</td> <td>(97.4%)</td> </tr> <tr> <td>都道府県の機関〔2.1%〕</td> <td>2.44%</td> <td>2.48%</td> <td>2.50%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(95.0%)</td> <td>(96.9%)</td> <td>(94.9%)</td> </tr> <tr> <td>市町村の機関〔2.1%〕</td> <td>2.33%</td> <td>2.37%</td> <td>2.40%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(83.9%)</td> <td>(87.7%)</td> <td>(88.4%)</td> </tr> <tr> <td>都道府県等の教育委員会〔2.0%〕</td> <td>1.62%</td> <td>1.72%</td> <td>1.78%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(55.3%)</td> <td>(54.3%)</td> <td>(60.8%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 平成22年10月に、障害者採用計画の実施状況が不適正であった都道府県教育委員会22機関に対し、厚生労働大臣による適正実施勧告を発出。</p>	国の機関〔2.1%〕	2.18%	2.17%	2.29%		(100.0%)	(97.4%)	(97.4%)	都道府県の機関〔2.1%〕	2.44%	2.48%	2.50%		(95.0%)	(96.9%)	(94.9%)	市町村の機関〔2.1%〕	2.33%	2.37%	2.40%		(83.9%)	(87.7%)	(88.4%)	都道府県等の教育委員会〔2.0%〕	1.62%	1.72%	1.78%		(55.3%)	(54.3%)	(60.8%)
国の機関〔2.1%〕	2.18%	2.17%	2.29%																																
	(100.0%)	(97.4%)	(97.4%)																																
都道府県の機関〔2.1%〕	2.44%	2.48%	2.50%																																
	(95.0%)	(96.9%)	(94.9%)																																
市町村の機関〔2.1%〕	2.33%	2.37%	2.40%																																
	(83.9%)	(87.7%)	(88.4%)																																
都道府県等の教育委員会〔2.0%〕	1.62%	1.72%	1.78%																																
	(55.3%)	(54.3%)	(60.8%)																																

重点的に実施する施策及びその達成目標		関係省庁	進 ちよく 状 況
7. 情報・コミュニケーション			
② 社会参加を支援する情報通信システムの開発・普及			
○ 電子投票の実施の促進	137 電子投票システムの技術的な課題や導入団体の実施状況についての調査分析を引き続き行い、地方公共団体に対して必要な情報を提供し、電子投票の実施の促進を図る。	総務省	○ 電子投票による選挙の執行に要する経費について特別交付税措置を講じているほか、電子投票システムの型式について検査の申し出があった場合には、技術的条件に係る適合確認を実施する。